

# 宮崎県

## さざ波からビッグウェーブへ

宮崎県では、障がい福祉圏域毎に「地域移行支援協議会」を設置し、県レベルの協議の場として設置している「宮崎県自立支援協議会精神障がい者部会」が重層的に連携し、官民が連携して精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいる。

## 1 県又は政令市の基礎情報

## 宮崎県



## 取組内容

## 【人材育成の取り組み】

- 多職種団体を巻き込んだ連携研修

## 【精神障害者の地域移行の取り組み】

- ピアサポートの活用事業
- 各障がい福祉圏域の実態に応じた取り組み

## 基本情報（都道府県等情報）

障害保健福祉圏域数（R3年4月時点）	7	か所		
市町村数（R3年4月時点）	26	市町村		
人口（R3年4月時点）	1,057,515	人		
精神科病院の数（R3年4月時点）	26	病院		
精神科病床数（R3年4月時点）	5,867	床		
入院精神障害者数 （R2年6月時点）	合計	5,067	人	
	3か月未満（％：構成割合）	860	人	
		17.0	％	
	3か月以上1年未満 （％：構成割合）	878	人	
		17.3	％	
1年以上（％：構成割合）		3,329	人	
		65.7	％	
	うち65歳未満	853	人	
	2,476	人		
退院率（H29年6月時点）	入院後3か月時点	61.0	％	
	入院後6か月時点	75.0	％	
	入院後1年時点	82.0	％	
相談支援事業所数 （R2年7月時点）	基幹相談支援センター数	6	か所	
	一般相談支援事業所数	46	か所	
	特定相談支援事業所数	126	か所	
保健所数（R3年4月時点）	9	か所		
（自立支援）協議会の開催頻度（R2年度）	（自立支援）協議会の開催頻度	1	回/年	
	精神領域に関する議論を行う部会の有無	有		
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況（R3年1月時点）	都道府県	有	1	か所
	障害保健福祉圏域	有	8 / 7	か所/障害圏域数
	市町村	有	13 / 26	か所/市町村数

## 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組概要（全体）

### 都道府県における協議の場

県自立支援協議会－精神障がい者部会（県障がい福祉課に設置）

### 障害福祉圏域における協議の場

地域移行支援協議会（県内8保健所に設置）

### 市町村における協議の場

単独設置または共同設置 ※現在13市町村で設置済

### 研修会

- ①精神障がい者地域移行支援多職種連携研修
- ②地域移行支援協議会実務者研修会（各圏域の取組事例の紹介等）

### 3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の経緯

#### 1. 精神障がい者地域移行支援事業(H21～)

##### (1) 保健、医療、福祉等ネットワークの強化

###### ① 県障がい者自立支援協議会精神障がい者部会の運営

県自立支援協議会に設置された部会において、県下全域における課題整理や施策の検討を行うとともに、障がい福祉計画の改正に向けた意見交換を行う。

###### ② 精神障がい者地域移行支援協議会の運営

各保健所に設置された協議会において、地域の課題整理や関係機関のネットワークの強化を図るとともに、地域住民等に対して精神障がいへの理解の促進を目的とした研修会や交流会を開催する。

##### (2) 人材育成の強化

精神保健に関して多くのネットワークを有している「宮崎県精神保健福祉士協会」に事業を委託し、地域移行支援に係る知識及び技術の習得や関係機関の連携強化を目的として、医療機関や障害福祉サービス事業所、介護保険事業所、行政機関等の職員を対象とした研修会を開催する。

##### (3) ピアサポートの活用

精神障がい者が利用している「地域活動支援センターⅠ型」に事業を委託し、ピアサポート(当事者同士が支え合う活動)を活用することにより、長期入院者の退院促進を図る。

##### (4) 地域住民等への普及啓発

精神障がい者やその家族が地域で安心して生活できるよう啓発用のリーフレットを作成し、精神障がいについての理解促進を図る。

### 3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の経緯

#### 2. 多機関連携による精神障がい者支援事業(R2～)

##### (1) 医療支援及び地域生活支援の提供

病院及びグループホームに、支援計画の作成や住宅確保の調整を行うコーディネーターと、サービス利用や日常生活に関することなど自身の経験を伝えるピアサポーターを配置し、それぞれが連携しながら各種相談対応等に取り組む。

##### (2) 評価検討委員会の設置

医療・福祉関係者や保健所職員等により構成される事業評価検討委員会を設置し、事業内容の評価や効果的な事業の進め方等について協議する。

## 4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に資する取組の成果・効果

## ＜令和2年度までの成果・効果＞

課題解決の達成度を測る指標	目標値 (R2年度当初)	実績値 (R2年度末)	具体的な成果・効果
①市町村における協議の場の設置状況	15	13	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目標値には届かなかったものの、前年度に比べ設置数が増えており、今後、近隣市町村との合同設置等も含めて検討が進められている。</li> </ul>
②普及啓発のためのチラシの作成	作成	作成済	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域移行支援等に関するチラシを作成。県内の各保健所や精神科病院に配布し、普及啓発を行った。入院患者に地域移行支援を説明する際等に活用している。</li> </ul>

## 5 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた現時点における強みと課題

## 【特徴(強み)】

- ・年1回、精神障がい者地域移行支援多職種連携研修会及び地域移行支援協議会実務者研修会を開催し、好事例の共有を行っている。
- ・各障がい福祉圏域において、医療機関内で研修会等を開催している。
- ・専門職や行政職員だけではなく、ピアサポーターが協議会等の会議の場に参加している。
- ・国の「多職種・多機関連携による地域連携体制整備事業」(R2～R4年度)を活用し、精神障がい者が地域生活を送る上で必要となる支援内容等について、明確化を図っている。

課題	課題解決に向けた取組方針	課題・方針に対する役割(取組)	
①圏域ごとに協議の場は設置され、啓発等に関する取り組みは充実しているものの、実際のサービス利用(支給決定)に繋がっていない。	(1)自立支援協議会精神障がい者部会にて、各圏域の取組状況について確認を行い、今後の取組について協議を行う。 (2)実務者研修を通して、担当者が他圏域の取組を把握するとともに、圏域内の関係機関との連携を強化する。	行政	各圏域における取組のとりまとめ等
		医療	入院患者への周知徹底及び医療スタッフへの意欲喚起
		福祉	指定一般相談支援事業所への意欲喚起と未経験事業所への支援
		その他関係機関・住民等	サービスについての周知
②精神障がい者への地域住民の理解促進のための啓発活動が十分に出来ていない。	(1)医療や福祉の専門職による精神障がい者に関する研修会の開催。 (2)ピアサポートの活用事業による当事者による体験発表を生かした研修会の開催。 (3)高齢者支援機関との連携強化。	行政	地域資源の積極的な活用、制度の周知
		医療	医療機関専門職の研修会等への派遣
		福祉	障がい福祉サービス等の情報提供及び研修会を活用した地域住民からの相談対応
		その他関係機関・住民等	制度の周知
課題解決の達成度を測る指標	現状値 (今年度当初)	目標値 (令和3年度末)	見込んでいる成果・効果
①市町村における協議の場の設置状況	13	18	各市町村における基盤整備の推進
②ピアサポーターと入院患者の交流	—	1回	入院患者の地域に対するイメージの変化 地域移行支援利用者の増加

## 6 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた今年度の取組スケジュール

時期(月)	実施する項目	実施する内容
R3年 4月～	ピアサポーターの活用事業	・地域活動支援センターにてピアサポーターを活用した意欲喚起等を実施
4月～	協議の場	・各障がい福祉圏域における地域移行支援協議会及び地域移行支援部会の開催
9月～	ワーキングの開催	・取り組むべき課題の明確化
10月	協議の場	・県自立支援協議会精神障害者部会の開催
R4年 2月	研修	・精神障がい者地域移行支援多職種連携研修会及び地域移行支援協議会実務者研修会の開催
通年		・「多職種・多機関連携による地域連携体制整備事業」の実施

## 7 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた今年度の特別に考える必要がある事項について

考えられる事項	想定される次期 (方向性判断の必要性が 考えられれる次期)	実施する内容
<ul style="list-style-type: none"><li>・新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴い、自粛期間延長等による会議・研修会の開催が困難な場合</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・開催1ヶ月前程度に開催の判断をし、可能であれば今年度中の感染が落ち着いた時期、困難であれば、次年度に延期とする。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・書面やオンラインで開催する。直接集まる必要があるものについては、感染が落ち着いている時期や次年度へ延期とする。</li></ul>